

保育所申し込み手続き

12月1日～18日に受け付け
28年度 保育所の利用申し込み

来年4月からの保育所への入所申し込みを受け付けます。
対象児などは下表のとおり。



- 【入所要件など】次のいずれかに該当する場合
- ◆就労（1か月64時間以上の就労）
 - ◆妊娠・出産 ◆災害復旧 ◆就学
 - ◆保護者の疾病・障害
 - ◆求職活動（起業準備含む）
 - ◆虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の恐れがあること
 - ◆同居または長期入院等している親族の介護・看護
 - ◆育児休業取得中に、すでに保育を利用して
 - いる子どもがいて継続利用が必要
 - ◆その他、保育が必要な状態があると市が認める場合

- 【利用者負担額(保育料)】
各世帯の収入によって異なる
- 【申し込み方法】
認定申請書と利用申込書に必要事項を記入し、12月1日(火)～18日(金)に子ども育成課か西支所保健福祉係へ。各保育所でも下表の日時に受け付け。申請書・申込書・案内冊子は同課や同係、加佐分室、各保育所、各公民館、各子育て支援センターなどで配布。市ホームページからダウンロード可。
- ▶詳しくは、子ども育成課（☎66・1009）か西支所保健福祉係（☎77・2253）へ。

【保育所一覧表】 ※1:受付時間はいずれも16時～18時 ※2:対象児の年齢は来年4月1日現在

保育所(園)での受付日(※1)	保育所(園)名	所在地	対象児(※2)	標準時間		短時間		電話番号
				通常保育	延長保育	通常保育	延長保育	
12月7日(月)	さくら保育園	民間 七条中町8-20	産休明け～就学前	7:15～18:15	19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	☎62-6987
	相愛保育園	民間 魚屋234-1	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎75-1083
	岡田保育園	民間 志高70	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎60-2778
12月8日(火)	タンポポハウス	民間 泉源寺223	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎64-2762
	ルンビニ保育園	民間 寺内90	産休明け～就学前	7:30～18:30	19:30まで	9:00～17:00	7:30～9:00 17:00～19:30	☎76-3703
	八雲保育園	民間 丸田27-1	産休明け～就学前	7:40～18:00	—	8:30～16:30	—	☎82-0278
12月9日(水)	平保育園	民間 中田440-1	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:00～16:00	7:00～8:00 16:00～19:00	☎68-0107
	永福保育園 公文名園舎	民間 公文名63	産休明け～就学前	7:15～18:15	19:15まで	9:00～17:00	7:15～9:00 17:00～19:15	☎75-4006
	西乳児保育所	公立 円満寺100-3	6か月～3歳児	7:30～18:30	—	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～18:30	☎76-0573
12月10日(木)	やまもも保育園	民間 溝尻1106	産休明け～就学前	7:30～18:30	19:30まで	8:30～16:30	7:30～8:30 16:30～19:30	☎62-0524
	なかすじ保育園	民間 公文名344	産休明け～就学前	7:30～18:30	19:30まで	9:00～17:00	7:30～9:00 17:00～19:30	☎76-7122
	東山保育園	民間 倉谷961-1	産休明け～就学前	7:15～18:15	19:15まで	9:00～17:00	7:15～9:00 17:00～19:15	☎76-7314
12月11日(金)	昭光保育園	民間 浜211	産休明け～就学前	7:00～18:00	19:00まで	8:30～16:30	7:00～8:30 16:30～19:00	☎63-4821
	中保育所	公立 余部下1063	6か月～就学前	7:15～18:15	19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	☎62-0292
	うみへのもり保育所	公立 浜2022	6か月～就学前	7:15～18:15	19:15まで	8:30～16:30	7:15～8:30 16:30～19:15	☎62-0464
現地受付の実施なし	永福保育園 城屋園舎	民間 城屋837	産休明け～就学前	7:15～18:15	—	9:00～17:00	7:15～9:00 17:00～18:15	☎75-4005

除雪

除雪作業にご協力を

全力で取り組みます



市では、冬季の安全な道路交通を確保するため、今年度の「市道除雪計画」を策定しました。円滑な通行の維持のため、国(国道)・府(府道)それぞれの道路管理者と連携しながら、今年も除雪作業や凍結防止剤の散布などに全力で取り組んでいきます。

■ 除雪期間・作業時間
12月1日(火)から来年3月15日(火)まで。除雪作業開始は早朝5時から。

■ 出動基準
積雪がおおむね10センチを超え、たとき。通勤・通学車両や緊急車両の通行ができるよう実施します。

■ 対象路線
バス路線や集落を結ぶ道路、公共施設につながる幹線道路などを優先して作業を実施します。

■ 凍結防止剤の散布
路面の凍結が予測される場合は、坂道やカーブの多い路線などに凍結防止剤を散布。このほか、凍結防止剤は、誰でも利用できるよう、橋のたもとなど凍結の恐れがある市内の各箇所にも設置してありますのでご利用ください。

■ 市の体制
除雪期間中は、土木課職員が24時間体制で降雪や凍結に備えています。状況を確認し、対応が必要と判断すれば、委託業者へ連絡し、除雪などを開始します。



安全で円滑に除雪作業を進め、日常生活に支障が出ないようにするため、皆様のご協力をお願いします。

除雪はみんなの力で

□ 路上駐車は避けて
除雪作業の妨げになる恐れがあるほか、事故や交通渋滞の原因にもなるため、路上駐車は避けてください。

■ 身近な場所の除雪にご協力を
除雪作業は、バス路線などの交通量の多い道路を優先し、短時間で行わなければならないため、全ての道路を除雪することは困難です。また、作業は細心の注意を払って進めるよう心掛けていますが、除雪機の特長によりやむを得ず玄関先に雪が残ってしまう場合があります。生活道路の確保や緊急車両の出入りに備えるためにも、自宅・店舗前の歩道など、身近な場所の除雪について皆様のご協力をお願いします。



■ 雪を道路に出さない
道路に出された雪は、自動車などに踏み固められて路面がでこぼこになり、凍結したりして、交通事故や転倒の原因になります。雪は道路に出さず、道路脇などに寄せておいてください。



▶除雪や凍結防止剤に関するお問い合わせは、土木課（☎66・1049、☎66・1053）へ。

山間部地域における小型除雪機の配備

積雪が多い山間部の地域などは、市道沿線の自治体に小型除雪機を配備し、生活道路の除雪作業をお願いしています。現在は市内で124台が稼働。今年度配備した除雪機のうち、大山、登尾地区のロータリー型小型除雪機は、宝くじの社会貢献広報事業である「コミュニティ助成」を活用し、購入しました。



市道榎五老岳線
積雪時は通行止めに

積雪や凍結により通行に支障が生じる場合には、国道27号線と五老岳頂上を結ぶ市道榎五老岳線(約3km)を登り口から通行止めにする場合があります。